

1.教育委員会

〔1〕教育委員

令和5年3月現在

役 職 名	氏 名	任 期
教 育 長	栗田 英代	H31. 4. 1 ～ R5. 3. 31
委 （教育長職務代理者）	横松 寛二	R2. 6. 24 ～ R6. 6. 23
委 員	本田 貴予	R2. 12. 24 ～ R6. 12. 23
委 員	中山 賢一	R3. 12. 27 ～ R7. 12. 26
委 員	久恒 千容子	R4. 12. 21 ～ R8. 12. 20

令和4年度中に退任された委員

役 職 名	氏 名
委 員	自 覺 大 道

自覺委員

〔2〕教育委員会の組織と職員の構成

令和5年3月現在

課名(所属)		職員数				分掌事務
	係名	正 規	任 期 付 職 員	度 会 計 職 員 年	計	
教育次長		1			1	
教育総務課		5 (1)	1	1	7 (1)	
	教育総務係	4	1	1	6	委員会の会議・秘書・渉外・請願・陳情・規則等の制定・改案、事務局、学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く)の任免・給与・人事、公印の制定・管守、公告式及び掲示、学校等の設置・廃止・敷地の設定・変更・管理、入札及び契約に関すること等。

課名(所属)		職員数				分掌事務
	係名	正 規	任期 職員	会 計 年 度 職員	計	
学校教育課		14 (1)	4	17	35 (1)	
	学校教育係	4	2	1	7	児童生徒の就学支援、県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申、奨学金事務、市立小・中学校の通学区域の設定及び変更、学齢簿、教材教具の整備、放課後児童クラブの施設、所管に係る入札及び契約に関すること。
	学校指導係	8	1	15	24	学校等の運営、教科用図書の採択、教育課程、授業改善、外国語教育、情報教育、校長・教員その他の教育関係職員の研修、教育内容上の調査研究、幼児教育、県費負担教職員及び幼稚園職員の服務、特別支援教育、中津市適応指導教室ふれあい学級の管理及び運営、不登校防止、教育相談、生徒指導、いじめ等学校諸問題への指導・助言及び支援に関すること。
	学校保健係	1	1	1	3	学校保健体育指導、学校保健団体、学校災害共済、県費負担教職員及び幼稚園職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
社会教育課		7 (1)	2	4	13 (1)	
	管理・文化振興係	4	2	2	8	公民館、集会所、生涯学習センター等社会教育施設及び中津市歴史民俗資料館分館匠家史料館及び耶馬溪風物館等文化財施設の入札・契約、維持管理、ふれあい出前講座に関すること。
	文化芸術係	2	0	2	4	文化芸術の振興、美術品の保存管理及び活用、中津市木村記念美術館の運営に関すること。
社会教育課 生涯学習推進室		4 (1)	0	32	36 (1)	
	生涯学習推進係	3	0	27	30	公民館の運営、社会教育委員会・公民館運営審議会の開催、社会教育関係団体の指導・育成、公民館活動・青少年事業の実施、生涯学習センターの指導運営・青少年健全育成市民会議の指導・育成、に関すること。
	生涯学習センター	(1)	0	5	5 (1)	生涯学習センターの講座の企画及び活動実施並びに生涯学習大学の運営及びサークル活動の支援。
社会教育課 歴史博物館		10 (1)	1	32	43 (1)	
	博物館・文化財係	8	1		9	文化財調査委員、文化財の調査及び保存、文化財保護思想の普及、文化財関係団体の指導及び育成、指定文化財、埋蔵文化財、新中津市学校に関すること。
	歴史博物館	2		32	34	資料館等の管理及び運営、文化財資料の収集・整理・保存、各種郷土芸能の保存・育成、中津市歴史博物館・中津市歴史博物館分館匠家史料館及び耶馬溪風物館に関すること。
体育・給食課		13 (1)	15	3	31 (1)	
	スポーツ推進係	4	1		5	スポーツ推進審議会、社会体育及びレクリエーション、社会体育諸団体の指導及び育成、スポーツ推進委員会、体育協会運営、社会体育施設の管理及び運営、学校施設開放事業に関すること。
	学校給食係	2	1		3	学校給食運営審議会、学校給食施設の管理及び運営、学校給食の企画・指導及び実施、入札及び契約に関すること。
	第一共同調理場	1			1	
	三光共同調理場	1			1	
	本耶馬溪共同調理場	1	8	0	9	給食用物資の調達調理及び輸送、献立作成・調理指導・衛生指導・栄養嗜好等の調査研究、施設設備・器具の管理、共同調理場の経理・一般事務に関すること。
	山国共同調理場	3	5	3	11	

課名(所属)		職員数				分掌事務
	係名	正 規	任 期 付 職 員	会 計 年 度 職 員	計	
小幡記念図書館		4 (1)	7	19	30 (1)	
	小幡記念図書館	3	7	9	19	図書館の管理及び運営、図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館、中津市立図書館協議会、入札及び契約に関すること。
	三光図書館			3	3	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
	本耶馬溪図書館			2	2	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存
	耶馬溪図書館			3	3	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存、移動図書館車
	山国図書館			2	2	図書館利用者への奉仕及び援助、図書館資料の収集・整理・保存
小学校		346		98	444	
中学校		217	2	54	273	
幼稚園		20	7	35	62	
公民館			20		20	
体育施設			46		46	
合 計		78 (7)	105	294	477 (7)	

※()内の人数は兼務職員の数で内数とする。

〔3〕 附属機関

地方自治法第138条の4第3項で、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるようになっており、中津市は附属機関として、以下の機関を設置しています。

■就学支援委員会

(所掌事務)

委員会は、教育委員会の諮問に応じ、障がい児の適切な就学支援及びこれに係る必要な事項について調査審議する。

(委員)

20人以内で組織し、その委員は、医師、学校教育関係者、児童福祉施設等及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

■学校通学区域審議会

(所掌事務)

教育委員会の諮問に応じて、中津市立学校の通学区域の設定及び変更に関する事項について調査及び審議する。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、20人以内で組織する。

市立学校の代表	民生児童委員
市立学校PTAの代表	学識経験を有する者
地区自治委員	その他教育委員会が必要と認める者

■公民館運営審議会(根拠法：社会教育法第29条)

(所掌事務)

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、15人以内で教育委員会が委嘱する。

■スポーツ推進審議会(根拠法：スポーツ基本法第31条)

(所掌事務)

スポーツ基本法に基づき、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聞いて任命し、17人以内で組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

■文化財調査委員会

(所掌事務)

市の区域内における文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(委員)

学識経験のある者の中から、19人以内で教育委員会が委嘱する。

■図書館協議会(根拠法：図書館法第14条)

(所掌事務)

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者の中から、12人以内で教育委員会が委嘱する。

